

○鯖江広域衛生施設組合廃棄物処理場建設改良基金条例

（平成27年2月17日）  
（条例第1号）

（設置）

**第1条** 鯖江広域衛生施設組合廃棄物処理場の建設整備に係る資金を確保し、事業の円滑化と促進を図るため、鯖江広域衛生施設組合廃棄物処理場建設改良基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

**第4条** 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

**第5条** 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

**第6条** 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。